

青丘文庫 月報

No. 119
1997年6月3日発行

発行人 〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1 メゾン・ド・青丘内 青丘文庫
韓 哲 曦 TEL 078-735-0220 FAX 078-735-0220
編集人 〒657 神戸市灘区山田町3-1-1 (財) 神戸学生青年センター内
飛田 雄一 TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878

巻頭エッセー

新聞は社会の木鐸か



李 景 珉

食糧難による北朝鮮の人々の悲惨な状況が、近頃は新聞やテレビに頻繁に報じられている。先日、捨てられた野菜の葉を集めている老女の姿を目の当たりにし、私は強い怒りを堪えることができなかった。いったい誰が、この国をこんな状態にしてしまったのか。以下に、二つの理由を挙げてみたい。

北は世界から閉鎖された国ではあるが、これまで少なからぬ日本人の新聞記者、文化人等が折々訪問している。しかし、彼らの見聞は総じて北の実状を伝えるものではなく、北朝鮮当局の宣伝をほぼ鵜呑みにするのが常であった。言論に自由がある日本で、新聞が社会の木鐸としての役割を果たして来なかったところにも、その責任の一端があるのではないだろうか。

そしていま一つは、在日朝鮮人側の組織運動の「体質」が指摘されよう。最近はその影が薄いものの、朝鮮総連は日本のマスコミがかの国を否定的に報ずることを許さなかった。信念のあるジャーナリストの優れた記事が、総連の集団的妨害に遭い、しばしばその連載が途中で修正を余儀なくされた。当然のことながら、一部の「学者」の現状分析は、水準以下のものでしかなかったのである。

同じことは、北朝鮮の新聞にも言える。平壤から、ほぼ一週間遅れで届く『労働新聞』を眺めることは、苦痛である。「行間を読む」気がしない。新聞には連日、社会主義の偉業が、そして世界の人民が金正日を称えていると千編一律に刻まれてある。

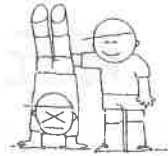
飢えている同胞の顔、閉ざれている社会に馳せる思いは募るばかりである。

第 188 回在日朝鮮人運動史研究会関西西部会報告 (97 年 5 月 11 日)

大恐慌期における労働争議の一断面

—多木製肥所三一年争議を中心に—

高木伸夫



世界恐慌の波及と「満州事変」の勃発によって国民生活がかつてない打撃を被ろうとしていた一九三一年一月一六日、多木製肥所（兵庫県加古郡別府町）は人員整理を強行した。この、資本側の狙いは勤続手当支給の負担の軽減と労働組合の勢力を駆逐する意図があった。多木製肥所労働争議は在日朝鮮人労働者と被差別部落労働者を含む労働者が「同一仕事の賃金に日本人・朝鮮人の差別支給をしないこと」などを要求した大恐慌期の代表的な労働争議であり、当時全国的にも注目された争議であった。

しかし、これまでの研究史を振り返ると、朴慶植『在日朝鮮人運動史 八・一五解放前』、小林末夫『在日朝鮮人労働者と水平運動』、大串夏身『近代被差別部落史研究』では、争議の経緯や争議の敗北の要因追求は進められたが、何故短期間で惨敗したのか、或いは争議を末端で担った人々や、争議の周辺に位置した人々の意識や動向などについては関心が向かなかったようである。

報告では、多木製肥所の沿革、朝鮮人・被差別部落労働者の雇用、職業構成、労働争議の歴史及び一九三一年労働争議の経過を説明し、最後に当時すぐ東方の姫路市外で村民挙げて闘われた北中皮革労働争議との対比と多木・北中皮革労働争議を指導した労働組合幹部の指導責任について発言した。

北中皮革労働争議では地域産業（部落産業）を守り、共栄する闘争を組めず、資本家＝敵と単純化する誤りがあったが、多木製肥所争議においても、組合は朝鮮人・部落労働者のエネルギーを地道に組織化するには成功しえなかった。例えば、争議団・支援団体発行の檄文に朝鮮語の呼びかけは現在のところ未見である。また、多木製肥所の経営者多木衆次郎は朝鮮に農場を所有し、衆議院議員に四期当選するなど地域大ボス・政商でもあった。死者が出るほど凄惨な労働争議となったのは、多木を慮る警察の面目がそうさせたのではないだろうか。

団結権が法認されず、調停制度も不備な戦前期において、資本側が強硬姿勢を崩さずにいた労働争議は、殆どの場合敗北せざるを得ず、「解放」は困難であったが、経験豊富な組合指導部はそのことを充分予測しえた筈である。ここに、労組幹部の争議参加者の意志とエネルギーに依拠しえなかった指導責任が、「変革」の可能性の追求の弱さがあったのではないだろうか。

お願い 青丘文庫月報は、毎月 1 回（8 月は除く）発行されています。年間購読料は、送料とも 3 0 0 0 円です。郵便振替＜ 01150-4-43074 飛田雄一＞でご送金下さい。

第 160 回朝鮮民族独立運動史研究会 (97 年 5 月 11 日)

日本軍慰安婦と公娼

宋 連 玉



公娼であり商行為としての売春を行った「従軍慰安婦」には国家補償する必要もなければ教科書に戦争の犠牲者として記述する必要もないという主張が「新しい歴史教科書をつくる会(以下、「つくる会」と略)」を中心になされている。「つくる会」は公娼であれば「慰安婦」に加えられた人権への罪は免れると考えているだけでなく、売春婦への偏見を根強く持ち続ける社会に広く賛同を求めているのである。

村上信彦が『明治女性史』で高く評価する廃娼運動は確かに悲惨な売春婦を救出するため献身的に闘ったが、売春するしかなかった女性への卑賤視は否めないばかりか、いまなお性の二重規範に阻害され廃娼運動が内包した歴史的限界を越えられずにいる。

そもそも日本の近代公娼制は富国強兵策、日清・日露戦争、台湾・朝鮮への植民地支配、アジア、太平洋地域への侵略の中で確立、強化、変形してきたものであり、近代軍隊の産物と言えるものである。

朝鮮を植民地支配するうえにおいても公娼制は有効に利用された。朝鮮人妓生、娼妓への管理・取締が着手されたのは 1908 年の「妓生団束令」「娼妓団束令」によるが、形式的には朝鮮人が朝鮮人売春婦の性病検診、徴税などを柱にした管理を娼妓取締規則(内務省令第 44 号)をモデルにして統監府警務部第 2 課に申請したようになっている。しかし実際は日露戦争以降、管理の及ばない朝鮮人売春婦から日本人將兵を守るために統監府が進めたものである。

平壤や義州のような軍駐屯地では軍が日本人売春婦に管理を進めていたが、韓国駐劄軍司令部が創設されたソウルでは朝鮮人の反日感情を考慮しながら朝鮮人売春婦を早急に管理する必要があった。伊藤博文の影響下にあった閔元植が新聞紙上に性病検診と集娼制の必要性を訴えるのもこの延長線上にあったのである。

朝鮮における公娼制は、公娼の性病検診、徴税、業者の親日化など社会的・経済的に植民地支配を支える機能を果たし、日本内地で戦時統制のもとに公娼制が縮小されても朝鮮の歓楽業は殷盛を極めた。日本の廃娼運動家達はこれを運動の勝利と評価し軍「慰安婦」については言及していない。久布白落実が戦後に書いた文の中にも(『廃娼ひとすじ』『東京都の婦人保護』)軍「慰安婦」は全く触れられていない。しかし公娼制と「慰安婦」制度と明確に別の定義をすることができのだろうか。「慰安婦」だった日本人女性は、このような廃娼運動家の文章を、そして今日日本で行われている「慰安婦」は公娼か否かを問う論議をどのような思いで見ているだろうか。

(編集長／飛田 E-mail MXI010100@niftyserve.or.jp)